

第3節 各種防火対象物の予防対策

予防行政は、出火防止、拡大防止に止まらず、危害防止の手段まで含めて、総合的に進めなければならないので、各種防火対象物ごとに法令規制事項の実現をねらいとして予防行政を推進するものとする。

1 火災予防指導

(1) 建築物

ア 建築同意

消防法第7条の規定による同意事務は、建築物が関係法令により具備すべき防火の条件について、消防の専門的知識経験をもって、その適合性について審査する必要がある。したがってその執行にあたっては、関係法令の本旨を十分理解し、建築主事等と緊密な連絡を取りながら消防同意事務処理規程に基づき事務を推進するものとする。

(ア) 同意事務の基本

- a 建築計画の審査にあたっては、具体的、実質的に関係法令に適合するかどうかによって判断しなければならないので、必要により現地調査を行い、建築物の位置、構造及び設備のほか、防火に関する周囲の条件等について消防の見地から現場に即して調査する。
- b 同意事務は、建築物の計画段階での審査であるので、同意後における追跡調査を実施し、同意に係る事項を完全に履行させるよう努める。

(イ) 同意事務体制の整備

同意事務は、防火安全の確保のための一連の予防行政の基盤をなすものであり、情勢に適応する審査体制を随時整備する。

イ 消防用設備等の設置管理の指導

消防法第17条に規定する防火対象物は、消防用設備等を設置及び維持しなければならないが、当該消防用設備等の工事施工者に対しては、工事整備対象設備等着工届又は消防用施設等工事計画書を当該防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の業務を課し、消防機関はこれを検査するよう法規制されている。また、当該防火対象物の関係者には、防火対象物使用開始届及び消防用設備点検結果報告書の届出・報告の義務が課されていることから消防機関としては、これらの機会を有効に活用して、書類審査と現場検査を行って適法に設置、維持されるよう指導を徹底する。

ウ 防火管理者の育成及び防火管理業務の指導

(ア) 防火管理者資格取得

消防法第8条に定める防火管理制度は、消防行政を補完し、自主防火管理体制を確立する意味から極めて重要である。従って、防火対象物の関係者に防火管理者資格取得を推進するほか、既に防火管理者として選任されている者には上級防火管理者講習会を行い、一層高度な火災予防技術を習得させ、防火管理の適正化を図る。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画については、「地震防災応急計画」を含め、内容の充実した計画になるよう指導するとともに、年1回以上の見直しを行い、実態に即した計画となるよう指導を徹底する。

(ウ) 共同防火管理

共同防火管理の協議は複数の権原者の意志統一を図る必要があるため、まず関係者の理解が得られるように個々に指導し、その協議内容については、年1回以上の見直しを行い、実態に

即した計画となるよう指導を徹底する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の指導

消防計画に基づき、防火対象物の関係者等が行う消火、通報及び避難の訓練（以下「消防訓練」という。）については、実態に即した消防訓練が行われるよう指導する。

(オ) 防火対象物定期点検報告制度

消防法第 8 条の 2 の 2 に基づき、一定の防火対象物の管理について、火災の予防に関する専門的知識を有する防火管理上必要な消防用設備の設置及び維持などについて点検させ、防火管理が適正に行われるよう徹底を図る。

エ 火気使用設備、器具の規制

火気使用設備、器具の規制については、逗子市火災予防条例に具体的に規定されている。これらの設備、器具は、その技術の向上により逐次形態を変えており、消防機関としても常に情勢の把握に努めながら規制の方向等を研究する必要がある。

また、逗子市火災予防条例に規定されている火災予防のために必要な事項は、各種届出等の書類審査及び査察において指導を徹底する。

オ 予防規程

消防法第 14 条の 2 に基づき、危険物を貯蔵、取扱い又は高圧ガスを処理する事業所における火災、爆発、その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業、貯蔵方法、災害発生時の応急措置、その他防火管理上必要な事項等、具体的な内容を定めた予防規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図る。

カ 文化財等の防火指導

文化財のある場所で必要と認められる地域は、消防法第 23 条に基づき、たき火又は喫煙を制限し、出火防止措置の徹底を図るとともに、直近火災時における延焼媒体となる物件等は、あらかじめ排除させておくものとする。

2 危険物

危険物の貯蔵、取扱い施設の火災は、延焼速度が極めて速く、大規模の災害に発展する特性が潜在し、更に消火が非常に困難であることから、その許可及び指導時には、これらの特殊性を十分把握し、留意して災害防止の徹底を期するものとする。

(1) 許可施設

ア 事前指導

貯蔵、取扱い施設の設置又は変更に際しては、危険物関係法令に適合させるほか、総合的な防災対策を図るよう設計段階から指導する。

イ 審査、指導

貯蔵、取扱い施設の設置又は変更申請を審査する場合は、危険物関係法令の適用はもとより、特殊な危険性を有する物質を使用したり、超高圧、超高温、超低温等の苛酷な使用条件が伴う施設に潜在する危険性も十分審査検討し、具体的対策を確立させる。

ウ 完成検査

貯蔵、取扱い施設が許可内容どおり完成しているか否か、付属設備が十分な機能を有し漏洩等がないか、又は必要な安全装置、消火設備等が有効に作動するか等について各種測定器具を活用し、科学的かつ精密な検査を実施し、貯蔵、取扱い施設使用前の徹底的な確認を実施する。

(2) 仮貯蔵、仮取扱い

仮貯蔵、仮取扱い承認申請審査時の調査指導はもちろん、現場の査察時は、場所、保有空地、数量、期間、消火設備等の適正管理について徹底した指導を行う。

(3) 指定数量未満の危険物等

少量危険物、指定可燃物の貯蔵、取扱い施設は、届出書類の審査及び現場の査察を通じて数量、位置、構造、設備等について適正に指導する。

3 高圧ガス

(1) 実態調査

消防法第9条の3の規定に基づく届出又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定による高圧ガス施設等の許認可の通報があった場合は、現場調査を行うとともに、高圧ガス施設等（高圧ガス保安法の適用を受けない大量の液化石油ガス及び可燃性ガスを含む。）は、毎年1回、関係者からその保有量等について資料の提出を求め、実態の把握に努める。

(2) 事前指導

可燃性ガス、毒性ガスの大規模貯蔵タンクの設置等に際しては、関係法令で定める基準によるほか、防災対策を考慮した構造及び設備とするように設計段階において指導する。

(3) 自主保安指導

関係法令に基づく自主保安基準、危害予防規程及び安全教育等の運用に際して、災害時の安全対策を指導するとともに、消防計画、防災計画の作成及び定期的な総合防災訓練の実施を指導する。

(4) 関係機関との協力

高圧ガスの所管行政庁と緊密な連携のもとに協力し、保安対策の徹底を図る。

4 毒物、劇物

消防法第9条の3の規定に基づいて届出があった際、当該毒物、劇物の貯蔵、取扱い施設の実態を把握するとともに、出火防止等、安全管理の指導を行う。また、届出の義務のない毒物、劇物についても必要に応じて調査を行い、実態の把握に努める。

(1) 自主保安指導

毒物、劇物の流出又は漏洩時において、市民及び防災活動従事者の障害を及ぼすおそれのあるものには、自主保安管理体制の強化と消防機関への早期通報、地域住民に対する避難方法の広報及び緊急体制の確立等について指導する。

(2) その他

市の関係部局と連絡を保ち、災害防止の徹底を図る。